

随意契約一覧表

契約日	件名	契約金額(税込) (単位:円)	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令
001 平成31年01月22日	土壌汚染状況調査委託	(当初) 5,748,840 (変更後) 6,811,560	保健福祉局 障害保健福祉推進室	(株)環境総合リサーチ	地方自治法施行令第167条の2第1項 第5号
002 平成31年03月31日	3施設一体化整備事業に係る設計業務委託	163,080,000	保健福祉局 障害保健福祉推進室	(株)内藤建築事務所	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
003 平成30年10月01日	はあと・フレンズ・プロジェクト推進事業委託	9,771,900	保健福祉局障害保健福祉推進室	(特非)子育ては親育て みのりのもり劇場	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
004 平成30年12月18日	生活保護法77条の2徴収金に係る生活保護システム改修	10,506,196	保健福祉局生活福祉部 生活福祉課	日本電気(株)	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
005 平成30年11月21日	平成30年度京都市特定健康診査未受診者勧奨事務等業務委託	6,069,600	保健福祉局生活福祉部 保険年金課	(株)キャンサーズキャン	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
006 平成30年12月17日	国民年金事務における処理結果取込のためのシステム改修	9,945,104	保健福祉局生活福祉部 保険年金課	「国民年金事務における処理結果取込のためのシステム改修」作業分コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
007 平成31年01月25日	後期高齢者医療広域連合窓口端末機器更新に係るネットワーク等対応作業	9,404,100	保健福祉局生活福祉部 保険年金課	後期高齢者医療広域連合窓口端末機器更新に係るネットワーク等対応作業コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
008 平成30年10月01日	京都市在宅医療・介護連携支援センター運営等モデル事業の実施に関する委託(西京区)	8,450,000	保健福祉局健康長寿の まち・京都推進室健康 長寿企画課	(一社)西京医師会	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
009 平成31年01月18日	京都市春日丘老人短期入所施設等非常用発電設備賃貸借契約	6,652,800	保健福祉局健康長寿の まち・京都推進室介護 ケア推進課	(株)影近メンテ	地方自治法施行令第167条の2第1項 第5号
010 平成31年01月24日	京都市東九条特別養護老人ホーム等非常用発電設備賃貸借契約	6,848,604	保健福祉局健康長寿の まち・京都推進室介護 ケア推進課	オリックス・レンテック(株)	地方自治法施行令第167条の2第1項 第5号
011 平成30年11月07日	データ標準レイアウト平成31年6月改定に係るシステム改修(平成30年度分)	13,557,693	保健福祉局健康長寿の まち・京都推進室介護 ケア推進課	データ標準レイアウト平成31年6月改定に係るシステム改修(平成30年度分)コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
012 平成30年04月01日	介護保険制度改正(第7期計画)に係るシステム改修(平成30年度)	(当初) 97,575,429 (変更前) 140,346,755 (変更後) 148,258,716	保健福祉局健康長寿の まち・京都推進室介護 ケア推進課	介護保険制度改正(第7期計画)に係るシステム改修(平成30年度)コンソーシアム	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
013 平成31年02月27日	低所得者の第1号保険料軽減強化に係るシステム改修(2019年度賦課, 2018年度作業分)	6,120,576	保健福祉局健康長寿の まち・京都推進室介護 ケア推進課	低所得者の第1号保険料軽減強化に係るシステム改修(2019年度賦課)コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
014 平成30年12月03日	認定ソフト2018導入に伴う介護認定審査会運営システム変更	8,316,000	保健福祉局健康長寿の まち・京都推進室介護 ケア推進課	(株)リオス	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号

随意契約一覧表

	契約日	件名	契約金額(税込) (単位:円)	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令
015	平成31年01月23日	認定支援連携構築に係るシステム改修(平成30年度分)	28,449,748	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課	認定支援連携構築に係るシステム改修(平成30年度分)コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
016	平成30年10月01日	高齢者肺炎球菌及びインフルエンザ自己負担区分証明書発行業務に関する派遣スタッフ委託契約	予定総額 14,594,944	保健福祉局医療衛生推進室健康安全課	㈱キャリアパワー	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
017	平成30年11月22日	薬事台帳管理システムのサーバ移行業務	5,114,772	保健福祉局医療衛生推進室医務衛生課	㈱フューチャーイン	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
018	平成30年04月01日	民泊通報・相談窓口運営等業務	(当初) 57,870,570 (変更後) 59,300,590	保健福祉局医療衛生推進室医務衛生課	㈱JTB	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
土壌汚染状況調査委託
- 2 担当所属名  
保健福祉局障害保健福祉推進室
- 3 契約締結日  
(当初)平成31年1月22日  
(変更後)平成31年3月13日
- 4 履行期間  
平成31年1月23日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府宇治市宇治小桜23番地  
株式会社環境総合リサーチ
- 6 契約金額(税込み)  
(当初)5,748,840円  
(変更後)6,811,560円
- 7 契約内容  
3施設一体化整備に係る土壌汚染状況調査委託(深度方向,地下水調査)
- 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)  
当初調査の途中で土壌に特定有害物質が検出されたが,これにより地下水まで汚染していた場合,市民生活に多大な影響を与える可能性があり,早急に対策を講じる必要がある。そのため,地下水及び深度範囲を広く調査する追加調査を緊急で実施する必要性が生じるとともに,特定有害物質検出に伴い,土壌汚染対策法第14条に基づく自主調査による区域指定申請に必要な調査業務を追加する必要性が生じたことから随意契約を締結するものである。
- 9 根拠法令  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由  
3者による相見積りの結果を踏まえて,随意契約を行った。
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
3施設一体化整備事業に係る設計業務委託
- 2 担当所属名  
保健福祉局障害保健福祉推進室
- 3 契約締結日  
平成31年3月31日
- 4 履行期間  
平成31年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市左京区田中大堰町182番地  
株式会社内藤建築事務所
- 6 契約金額（税込み）  
163,080,000円
- 7 契約内容  
3施設一体化施設の基本設計・実施設計業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
地域リハビリテーション推進センター，こころの健康増進センター及び児童福祉センターを一体化するための設計業務であり，受託者には極めて高い専門性とノウハウが求められる。  
そのため，過去同様の施設の設計実績があるのか，また本市が抱える課題に対して適切な提案ができるか等を審査基準としてプロポーザルによる受託者選定を行った。
- 9 根拠法令  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
選定委員会による審査の結果，最も高い評価を獲得したため。
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
はあと・フレンズ・プロジェクト推進事業委託
- 2 担当所属名  
保健福祉局障害保健福祉推進室
- 3 契約締結日  
平成30年10月1日
- 4 履行期間  
平成30年10月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府京都市右京区太秦多藪町43  
特定非営利活動法人子育ては親育てみのりのもり劇場
- 6 契約金額（税込み）  
9,771,900円
- 7 契約内容  
障害福祉施設に限らず広く障害のある人が様々なかたちで関わった製品を「はあと・フレンズ」としてブランド化し、その振興を図ることによる福祉的就労の底上げを図る。  
また、障害のある人の多様な働き方を広く支援していくために、製品の開発・生産・販売の新しい事業モデルづくりを、企業、大学、市民等と連携して行うことでプロジェクトを推進し、製品開発や販路拡大における企業との連携機会を創出するとともに、障害者理解を促進し、将来の雇用機会の創出を図る。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
当該委託事業の業務実施にあたっては、店舗運営、出店販売、はあと・フレンズ・ギフトカードの管理・運用、福祉施設職員対象の研修の実施、福祉施設への専門家派遣等、業務内容は多岐に渡り、優れた企画を有する事業者へ委託する必要があるため、競争入札による価格のみの要素で契約を行うことは適切でないため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
委託先の選定にあたっては、プロポーザル（企画提案競争）方式による事業内容の企画提案を求めたところ、審査の結果、特定非営利活動法人子育ては親育てみのりのもり劇場の企画内容が適正であったため、契約の相手方とする。
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
生活保護法 77 条の 2 徴収金に係る生活保護システム改修
- 2 担当所属名  
保健福祉局生活福祉部生活福祉課
- 3 契約締結日  
平成 30 年 12 月 18 日
- 4 履行期間  
平成 30 年 12 月 18 日から平成 31 年 3 月 31 日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町 8  
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
10,506,196 円

### 7 契約内容

生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律による、生活保護法の平成 30 年 10 月 1 日施行において、生活保護法施行規則で規定する事案を除き、生活保護法第 63 条返還金を法第 77 条の 2 により徴収できることとなった事により、該当債権について納入充当を行うため、生活保護電算システムの改修を行う。

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

生活保護電算システムは、システム構築業者である日本電気株式会社がその所有するパッケージソフトに京都市向けのカスタマイズを加えたシステムである。改修作業に当たっては、稼働中のシステムに影響を与えることなく一定期間内に作業を完了させること、障害発生時の原因調査、データ修正及び運用復旧に迅速に対応する必要がある。そのため、実施に当たっては、ソフトウェアを開発した当該事業者が保持する高度な専門技術、専門知識及び本システムに関する詳細な情報技術が必要となる。

なお、コンソーシアムの代表者である日本電気株式会社は、平成 29 年 2 月 2 日から平成 31 年 1 月 29 日まで競争入札参加停止中であるが、前述の理由により、京都市競争入札参加停止取扱要綱第 9 条ただし書※の規程に該当するため、契約の相手方とする。

※原則、参加停止中は随意契約の相手方とできないが、やむを得ない事由があるときは、この限りではない

### 9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
平成 30 年度京都市特定健康診査未受診者勧奨事務等業務委託
- 2 担当所属名  
保健福祉局生活福祉部保険年金課
- 3 契約締結日  
平成 30 年 11 月 21 日
- 4 履行期間  
平成 30 年 11 月 21 日から平成 31 年 3 月 31 日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
東京都品川区西五反田 2 丁目 8-1 五反田ファーストビル 5 階  
株式会社キャンサーズキャン
- 6 契約金額（税込み）  
6,069,600 円
- 7 契約内容  
特定健康診査未受診者を対象に受診を勧奨する事務作業等を委託するもの。  
業務内容  
（1）勧奨ハガキ又は勧奨チラシの作成，送付  
（2）電話勧奨の実施  
勧奨対象者  
（1）平成 30 年度特定健康診査の受診券を発行した者（処理時点）  
（2）平成 30 年度未受診者（処理時点）  
（3）平成 29 年度未受診者  
（4）平成 24 年度～平成 28 年度の間 1 回～3 回受診したことがある者  
（5）処理時点で国保加入者である者
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
より効果的な勧奨方法を実施するには，専門業者が持つノウハウを活用するのが効果的であるが，その手法等については，様々に存在することから，費用のみの競争入札では効果的に事業を遂行できる事業者の選定が困難である。そのため，プロポーザルに基づく随意契約により，主として価格以外の業務実施体制等や企画内容の要素に着目し，契約の相手方の選定を行った。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 10 条第 1 項第 号  
 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号



10 契約の相手方の選定理由

上記理由により実施したプロポーザルにおいて、評価点が上位となり、受託候補者に選定されたため。

11 その他

特になし

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
国民年金事務における処理結果取込のためのシステム改修
- 2 担当所属名  
保健福祉局生活福祉部保険年金課
- 3 契約締結日  
平成30年12月17日
- 4 履行期間  
平成30年12月17日から平成31年3月29日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
「国民年金事務における処理結果取込のためのシステム改修」作業分コンソーシアム  
(代表者) 京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング  
日本電気株式会社
- 6 契約金額(税込み)  
9,945,104円
- 7 契約内容  
日本年金機構から電子媒体で送付される「処理結果一覧表」の中の一部のデータについて、国民年金オンラインシステムで取込が可能となるよう、データレイアウトを変換するプログラムを備えた端末を開発するとともに、それらを処理できるよう同システムの改修を行う。
- 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)  
現在稼働している国民年金オンラインシステムは日本電気株式会社製であり、システム環境を正常に維持するためには、同社製機器等を使用する必要があることから、契約の相手方が特定されるため、日本電気株式会社を代表とする「国民年金事務における処理結果取込のためのシステム改修」作業分コンソーシアムと随意契約を締結する。  
本業務の履行にあたって、日本電気株式会社は、株式会社ワードシステムと共同して、実施業務に限定してコンソーシアムを設立し、受託業務の履行を行うため、同コンソーシアムを契約の相手方とする。また、株式会社ワードシステムは、日本電気株式会社が有する技術情報の使用を許諾されており、日本電気株式会社と同等の技術レベルを保持する要員の確保ができることを日本電気株式会社が保証しているため、コンソーシアム構成員と認める。  
なお、コンソーシアムの代表者である日本電気株式会社は、平成29年2月2日から平成31年1月29日まで競争入札参加停止中であるが、前述の理由により、京都市競争入札参加停止取扱要綱第9条ただし書※の規程に該当するため、契約の相手方とする。

〔 ※原則、参加停止中は随意契約の相手方とできないが、やむを得ない事由があるときは、この限りではない。 〕

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
後期高齢者医療広域連合窓口端末機器更新に係るネットワーク等対応作業
- 2 担当所属名  
保健福祉局生活福祉部保険年金課
- 3 契約締結日  
平成31年1月25日
- 4 履行期間  
平成31年1月25日から平成31年3月29日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
後期高齢者医療広域連合窓口端末機器更新に係るネットワーク等対応作業コンソーシアム  
(代表者) 京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鋒町8 京都三井ビルディング  
日本電気株式会社
- 6 契約金額 (税込み)  
9,404,100円
- 7 契約内容  
後期高齢者医療広域連合窓口端末の機器更新に伴い、機器更新後の端末等機器が正常に稼動するようネットワーク設計・設定及び端末の設定手順書作成等の作業を行う。
- 8 随意契約の理由 (変更契約の場合は変更理由)  
後期高齢者医療広域連合窓口端末については、住基・税・国民健康保険・介護保険等のオンラインシステムが接続されている既存の大型汎用機のネットワークシステムに接続することにより、各オンラインシステムと連携し、日時処理・月次処理・年次処理で住民情報等の個人情報を取得して、京都府後期高齢者医療広域連合と情報連携している。  
当該ネットワークの設計・設定には、各オンラインシステムを安定的に稼動させながら、既存の大型汎用機のネットワークシステムに京都府後期高齢者医療広域連合電算処理システムを接続させることが必要となるが、そのためには大型汎用機及びネットワーク機器等の周辺機器についての詳細な技術情報が必要不可欠である。  
当該技術情報については、日本電気株式会社のみが保有しており、本件業務を履行できるのは日本電気株式会社において他にはないため、日本電気株式会社を代表とする「後期高齢者医療広域連合窓口端末機器更新に係るネットワーク等対応作業コンソーシアム」と随意契約を締結する。  
本業務の履行にあたっては、日本電気株式会社は、NECソリューションイノベータ株式会社と共同して、実施業務に限定してコンソーシアムを設立し、受託業務の履行を行うため、同コンソーシアムを契約の相手方とする。また、NECソリューションイノベータ株式会社は、日本電気株式会社が有する技術情報の使用を許諾されている。かつ、自治体におけるシステム開発・保守の実績が10年

以上あり、日本電気株式会社と同等の技術レベルを保持する要員の確保ができることを日本電気株式会社が保証しているため、コンソーシアムの構成員と認める。

なお、コンソーシアムの代表者である日本電気株式会社は、平成29年2月2日から平成31年1月29日まで競争入札参加停止中であるが、前述の理由により、京都市競争入札参加停止取扱要綱第9条ただし書※の規程に該当するため、契約の相手方とする。

〔※原則、参加停止中は随意契約の相手方とできないが、やむを得ない事由があるときは、この限りではない。〕

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市在宅医療・介護連携支援センター運営等モデル事業の実施に関する委託（西京区）
- 2 担当所属名  
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日  
平成30年10月1日
- 4 履行期間  
平成30年10月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市西京区上桂前川町116インペリアル上桂202  
一般社団法人 西京医師会
- 6 契約金額（非課税）  
8,450,000円
- 7 契約内容  
地域における在宅医療・介護関係者の連携体制を構築し、在宅療養者に対する円滑な支援を実施するための在宅医療・介護連携支援センターを設置し、地域の医療・介護関係者からの在宅医療・介護連携に関する相談支援に対応するとともに、地域の医療・介護の資源の把握や地域住民への普及啓発といった、地域の在宅医療・介護関係者の連携の促進に資する事業に関する業務を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
在宅医療・介護連携の推進に当たっては、医師のリーダーシップの発揮が求められ、国からも医師会と連携して取り組むことと示されている。本市においては、府医師会との連携のもと、市内地区医師会を主体とした地域の関係機関との協働による在宅医療・介護連携の取組を推奨・強化する必要がある。  
本モデル事業を着実に実施するためには、医療のネットワークを軸として介護のネットワークを繋げる必要があり、地域における医療ネットワークに関し専門性を有する地区医師会を拠点とすることが不可欠である。  
本件における事業対象エリアは西京区エリアであり、同エリアでの運営が可能となるのは、同エリアを圏域とする一般社団法人 西京医師会を除いて他になく、競争入札に付することが適当でないと思われるため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市春日丘老人短期入所施設等非常用発電設備賃貸借契約
- 2 担当所属名  
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課
- 3 契約締結日  
平成31年1月18日
- 4 履行期間  
平成31年3月1日から平成31年9月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市左京区北白川西町83番地  
株式会社影近メンテ
- 6 契約金額（税込み）  
6,652,800円
- 7 契約内容  
非常用発電設備賃貸借契約
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
非常用発電設備は、停電時に屋内消火栓やスプリンクラー等の消防用設備等を作動させる機能を持つ設備であるが、本施設に設置されている非常用発電設備が不具合により稼働しない状況となった。本施設には火災等発生時に避難することが困難な高齢者が入居されていることから、緊急で代替の非常用発電設備を設置する必要があると判断し、競争入札を行わずに随意契約により実施事業者を選定し、代替設備を設置した。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由  
緊急で対応可能な3者の見積もり合わせを行った結果、最も安価であったため。
- 11 その他



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市東九条特別養護老人ホーム等非常用発電設備賃貸借契約
- 2 担当所属名  
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課
- 3 契約締結日  
平成31年1月24日
- 4 履行期間  
平成31年3月1日から平成31年9月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
東京都品川区北品川5丁目5番15号 大崎ブライトコア  
オリックス・レンテック株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
6,848,604円
- 7 契約内容  
非常用発電設備賃貸借契約
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
非常用発電設備は、停電時に屋内消火栓やスプリンクラー等の消防用設備等を作動させる機能を持つ設備であるが、本施設に設置されている非常用発電設備が不具合により稼働しない状況となった。本施設には火災等発生時に避難することが困難な高齢者が入居されていることから、緊急で代替の非常用発電設備を設置する必要があると判断し、競争入札を行わずに随意契約により実施事業者を選定し、代替設備を設置した。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由  
緊急で対応可能な3者の見積もり合わせを行った結果、最も安価であったため。
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
データ標準レイアウト平成31年6月改定に係るシステム改修（平成30年度分）
- 2 担当所属名  
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課
- 3 契約締結日  
平成30年11月7日
- 4 履行期間  
平成30年11月7日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
データ標準レイアウト平成31年6月改定に係るシステム改修（平成30年度分）コンソーシアム  
（代表者）京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング  
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
13,557,693円
- 7 契約内容  
介護保険事務処理システムにおいて、平成31年6月に改定予定のデータ標準レイアウトに合わせたデータを作成するためシステム改修を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
介護保険事務処理システムは住民基本台帳システム、市民税システムなど本市既存システムの利用を前提として、日本電気株式会社の汎用コンピュータACOSシステムのハードウェア及びソフトウェアの各機能を使用し、本市のために開発し、運用しているものである。同システムは、日本電気が著作権を有しているため、同社のみしか変更する権利がないことから、他の企業に当該業務を委託することができず、契約の相手方が特定されるため。  
また、日本電気株式会社のみでは、今回の規模のシステム改修は不可能だが、NECソリューションイノベータ株式会社（日本電気株式会社のシステム開発部門）をコンソーシアムに参加させ以下役割を分担することで、完成できると考えられることから、同コンソーシアムを委託先として選定する。
  - ・日本電気株式会社  
作業全体責任、全体スケジュール管理、品質管理、開発室管理
  - ・NECソリューションイノベータ株式会社  
全体スケジュール管理、品質管理、開発室管理に係る作業支援、  
個別スケジュール管理、アプリケーション改造に係る作業なお、コンソーシアムの代表者である日本電気株式会社は、平成29年2月2日から平成31年

1月29日まで競争入札参加停止中であるが、前述の理由により、京都市競争入札参加停止取扱要綱第9条ただし書※の規程に該当するため、契約の相手方とする。

〔 ※原則、参加停止中は随意契約の相手方とできないが、やむを得ない事由があるときは、この限りではない 〕

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

特になし

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
介護保険制度改正（第7期計画）に係るシステム改修（平成30年度）
- 2 担当所属名  
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課
- 3 契約締結日  
（当初）平成30年4月1日  
（変更前）平成30年8月21日  
（変更後）平成31年1月7日
- 4 履行期間  
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
介護保険制度改正(第7期計画)に係るシステム改修（平成30年度）コンソーシアム  
（代表者）京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング  
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
（当初） 97,575,429円  
（変更前）140,346,755円  
（変更後）148,258,716円
- 7 契約内容  
介護保険事務処理システムにおいて、介護保険制度改正(第7期計画)に係る電算システムの改修を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
介護保険事務処理システムについて、「介護保険制度改正(第7期計画)に係るシステム改修（平成30年度）」（平成30年4月1日締結，平成30年8月21日変更契約締結）にて，介護保険制度改正(第7期計画)に対応するシステム改修を行っているが，平成30年度中に改修が必要であるものの，要件が確定できなかったため当初契約に含められなかった案件について，要件が確定したため，追加で改修を行ったもの。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

11 その他  
特になし

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
低所得者の第1号保険料軽減強化に係るシステム改修（2019年度賦課，2018年度作業分）
- 2 担当所属名  
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課
- 3 契約締結日  
平成31年2月27日
- 4 履行期間  
平成31年2月27日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
低所得者の第1号保険料軽減強化に係るシステム改修（2019年度賦課）コンソーシアム  
（代表者）京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング  
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
6,120,576円
- 7 契約内容  
介護保険事務処理システムにおいて，2019年10月に予定されている消費税率引き上げに伴い，第1号被保険者のうち，低所得者（第1～第3段階）の保険料の軽減強化が実施される。軽減強化が完全実施されるのは2020年度以降であり，2019年度においては形式的に，完全実施時の軽減幅の半分の水準に設定することとされている。今回は，2019年度に変更する保険料率による賦課等を行うために介護保険システムの改修を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
介護保険事務処理システムは住民基本台帳システム，市民税システムなど本市既存システムの利用を前提として，日本電気株式会社の汎用コンピュータACOSシステムのハードウェア及びソフトウェアの各機能を使用し，本市のために開発し，運用しているものである。同システムは，日本電気が著作権を有しているため，同社のみしか変更する権利がないことから，他の企業に当該業務を委託することができず，契約の相手方が特定されるため。  
また，日本電気株式会社のみでは，今回の規模のシステム改修は不可能だが，NECソリューションイノベータ株式会社（日本電気株式会社のシステム開発部門）をコンソーシアムに参加させ以下役割を分担することで，完成できると考えられることから，同コンソーシアムを委託先として選定する。
  - ・日本電気株式会社  
作業全体責任，全体スケジュール管理，品質管理，開発室管理
  - ・NECソリューションイノベータ株式会社

全体スケジュール管理、品質管理、開発室管理に係る作業支援、  
個別スケジュール管理、アプリケーション改造に係る作業

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

特になし

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

認定ソフト2018導入に伴う介護認定審査会運営システム変更

### 2 担当所属名

保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課

### 3 契約締結日

平成30年12月3日

### 4 履行期間

平成30年12月3日から平成31年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

岡山市中区藤崎564番地の5  
株式会社 リオス

### 6 契約金額（税込み）

8,316,000円

### 7 契約内容

平成30年4月の介護保険制度改正において、これまでの介護保険施設等に加え、新たに「介護医療院」が創設された。このほか、認定審査会簡素化、有効期間の延長、要介護認定等データの提出義務化に伴う提出経路の変更などが行われた。これら今回改正に対応するため、本市独自の「介護認定審査会運営支援システム」について、制度改正に対応できるようシステム改修を行い、変更に係る再設計を行う。

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

要介護認定の審査判定は、厚生労働省が配布する専用ソフトウェア「認定ソフト2009」を用いて実施するものであるが、膨大なデータ管理及び迅速な審査会用資料を作成するために株式会社リオスが開発したソフトウェア「SIGNA介護保険」を導入し、同ソフトウェアの機能に合わせたインターフェースプログラムや周辺機器等を構築しており、認定審査会用資料の一括作成を行っている。

有効期間延長に係る審査会資料等への変更業務を行うには、現行のプログラムを修正する必要があるため、豊富な知識と高度な技術を要するとともに同システムソフトウェアの開発元である同社が保有する著作権を使用することになる。

また、変更にあたって、審査会資料等の帳票は現行のものを引き続き使用することになることから、システム開発・保守業者との連携が不可欠であるため、随意契約とした。

### 9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号



■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他  
特になし

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
認定支援連携構築に係るシステム改修（平成30年度分）
- 2 担当所属名  
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課
- 3 契約締結日  
平成31年1月23日
- 4 履行期間  
平成31年1月23日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
認定支援連携構築に係るシステム改修（平成30年度分）コンソーシアム  
（代表者）京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング  
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
28,449,748円
- 7 契約内容  
要介護認定業務を支援する認定支援システムと介護保険システムにおいて、相互にデータ連携を行うため、介護保険システムを改修し新機能を追加することで、円滑な制度運用を実現する
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
介護保険事務処理システムは住民基本台帳システム、市民税システムなど本市既存システムの利用を前提として、日本電気株式会社の汎用コンピュータACOSシステムのハードウェア及びソフトウェアの各機能を使用し、本市のために開発し、運用しているものである。同システムは、日本電気が著作権を有しているため、同社のみしか変更する権利がないことから、他の企業に当該業務を委託することができず、契約の相手方が特定されるため。  
また、日本電気株式会社のみでは、今回の規模のシステム改修は不可能だが、NECソリューションイノベータ株式会社（日本電気株式会社のシステム開発部門）をコンソーシアムに参加させ以下役割を分担することで、完成できると考えられることから、同コンソーシアムを委託先として選定する。
  - ・日本電気株式会社  
作業全体責任、全体スケジュール管理、品質管理、開発室管理
  - ・NECソリューションイノベータ株式会社  
全体スケジュール管理、品質管理、開発室管理に係る作業支援、  
個別スケジュール管理、アプリケーション改造に係る作業なお、コンソーシアムの代表者である日本電気株式会社は、平成29年2月2日から平成31年

1月29日まで競争入札参加停止中であるが、前述の理由により、京都市競争入札参加停止取扱要綱第9条ただし書※の規程に該当するため、契約の相手方とする。

〔 ※原則、参加停止中は随意契約の相手方とできないが、やむを得ない事由があるときは、この限りではない 〕

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

特になし

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
高齢者肺炎球菌及びインフルエンザ自己負担区分証明書発行業務に関する派遣スタッフ委託契約
- 2 担当所属名  
保健福祉局医療衛生推進室健康安全課
- 3 契約締結日  
平成30年10月1日
- 4 履行期間  
平成30年10月1日から平成30年12月14日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市下京区塩小路通烏丸西入東塩小路町843-2  
日本生命京都ヤサカビル4階  
株式会社キャリアパワー
- 6 契約金額（税込み）  
（予定総額）14,594,944円
- 7 契約内容  
予防接種法に基づく高齢者インフルエンザ及び肺炎球菌予防接種事業において、市民税非課税者等からの申請に基づき、自己負担区分証明書を発行するため、各区役所・支所保健福祉センター及び健康安全課に人材派遣スタッフを配置し、次の業務を行う。  
(1) 申請受付、証明書交付等（窓口業務）  
(2) 対象者確認台帳の照合、証明書の作成、関係書類の整理等（内部事務）
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本事業の目的をより効果的かつ効率的に達成するためには、履行の内容、履行方法その他の価格以外の要素における競争によって契約の相手方を選定する必要があるため。公募型プロポーザルを行った。結果、(株)キャリアパワー1社のみ応募があり、企画書及びプレゼンテーションの総合評価を実施したところ、受託候補者としての要件を満たしていたため、(株)キャリアパワーを選定した。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
薬事台帳管理システムのサーバ移行業務
- 2 担当所属名  
保健福祉局医療衛生推進室医務衛生課
- 3 契約締結日  
平成30年11月22日
- 4 履行期間  
平成30年11月22日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
神戸市中央区京町74 京町74番ビル9F  
株式会社フューチャーイン 関西支店
- 6 契約金額（税込み）  
5, 114, 772円
- 7 契約内容  
本市における薬事台帳システム（医務衛生課執務室内の独自サーバ（リース契約、既に契約期間終了））を本市情報化推進室の所有する仮想サーバへの移行業務を委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本市における薬事台帳システムは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に係る許可、監視指導及び違反苦情等に関する情報を管理するもので、情報の漏えい、改ざん、滅失及びき損防止のためには、適正な管理が必要である。また、故障発生時の原因究明・故障修理等に速やかに適切に対処することは、システムを開発した業者のみ可能であり、他業者では対処が困難であり、契約の目的が達成できない。従って、契約の目的が競争入札に適さないため、随意契約を行った。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

民泊通報・相談窓口運営等業務

### 2 担当所属名

保健福祉局医療衛生推進室医務衛生課

### 3 契約締結日

(当初) 平成30年 4月 1日

(変更後) 平成30年11月15日

### 4 履行期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都府京都市下京区河原町通松原上る2丁目富永町338 京阪四条河原町ビル7階  
株式会社JTB 京都支店

### 6 契約金額 (税込み)

(当初) 57,870,570円

(変更後) 59,300,590円

### 7 契約内容

市民等の「民泊」に対する不安に的確に対応し、市民サービスの向上を図るため、「民泊通報・相談窓口」を設置し、また、「民泊通報・相談窓口」に寄せられた違法な「民泊」施設の施設所在地や営業者等の特定などの基礎的調査、旅館業法に基づく許可を受けた簡易宿所営業施設の管理運営状況調査及び「民泊」仲介ウェブサイト等に対する監視・点検業務を行い、違法・不適切な宿泊施設の適正化指導を効率的、かつ、効果的に行うとともに、適正な宿泊サービスの提供に係る環境整備を推進する。

### 8 随意契約の理由 (変更契約の場合は変更理由)

#### (1) 国から提供される住宅宿泊仲介業者の取扱物件の適法性の確認業務

本件業務は、本市職員による第一次調査が完了した時点で、処理件数が4,729件と膨大な数量となり、依頼元の観光庁からの情報によると、年度後半にも複数回の確認作業依頼が見込まれたことから、業務の効率化を図るため、以降の作業を委託により実施することとした。

また、以下の理由から、現在「民泊通報・相談窓口運営等業務」を委託する株式会社JTBと変更契約を取り交わし、追加業務として処理することが、最も効率的かつ効果的と判断した。

本市では、旅館業法に基づく許可を受けていない宿泊施設や住宅宿泊事業法に基づく届出を行っていない宿泊施設など、違法な「民泊」施設の施設所在地や営業者等の特定、また、市民等の「民泊」に対する不安に的確に対応し、市民サービスの向上を図るため、利用者からの電話等による通報・相談等(問い合わせ、苦情も含む)に的確に対応する「民泊通報・相談窓口」を開設

している。

違法疑いの施設に関する通報があった場合は、聴取事項を所定の受付シートに入力するとともに、本市の許可・届出台帳情報（許可・届出番号、施設の所在地等）と突合することで、そもそも通報施設が許可又は届出済みの施設であるかどうかの判別作業を基本事務に盛り込んでいる。このほか、過去の通報履歴や包括的な「民泊通報・相談窓口運営等業務」委託の中で別途実施している営業者や正確な施設所在地の特定に係る調査履歴（無許可施設情報ストック）と連動させることにより、本市職員による監視指導へのスムーズな引継や初動対応のスピード化を図っているところである。

この点、本件確認業務の実施に当たっては、観光庁から入手した住宅宿泊仲介業者が取り扱う宿泊施設情報と本市の許可・届出台帳情報（場合によって無許可施設の情報）との突合作業が必須となるが、関連情報の入手先が市民か国機関かの違いがあるだけで、その作業工程は、現在の民泊通報・相談窓口業務において実施している基本事務の内容と同一である。

また、確認の対象となる宿泊施設の中には、明らかな適法施設だけではなく、虚偽の許可番号等を用いた違法施設や、所在地住所が不正確等の事情により一見して適法性の判断がつかない施設が、一定割合で含まれていることが本市職員で実施した第一次調査の段階で判明しており、前述の通報履歴や施設所在地等の特定調査履歴との照合といった多視点的なチェックを経ることにより、完全に適法と判断できる施設なのか、違法認定を行い直ちに削除要請を行う施設なのか、住所情報等の修正対応のみで済む施設なのかといった見極め作業及び国への回答内容の精度のさらなる向上が期待できるなど、従来の「民泊通報・相談窓口運営等業務」との親和性が極めて高い業務とも言える。

## (2) 住宅宿泊仲介業者登録を行っていないサイト等における取引・掲載状況等の調査

本件調査は、健全な宿泊サービスの提供環境の整備を目的に実施するものであるが、(公社)京都市観光協会及び(公財)京都文化交流コンベンションビューローが実施する最新の外国人客宿泊状況調査（平成30年度第1四半期）において、中国が国・地域別の宿泊実人数構成比で1位（26.3%）となっていること等を踏まえて、同国の民泊仲介サイトやSNSを対象とするのが最も効果的と判断した。また、その遂行に当たっては、多言語対応とともに国際的な旅行・宿泊サービス業界の動向や本市の民泊利用等実態の把握に長けていることが必要であり、業務の効率化を図るためにも専門事業者に当該調査を委託することとした。

この点、現在、包括的な「民泊通報・相談窓口運営等業務」を委託する株式会社JTBは、豊富な添乗員経験に基づく多言語対応が可能な人材を多く擁するとともに、当該委託メニューに含まれる「民泊通報・相談窓口業務」や「違法な「民泊」施設の適正化指導の強化に向けた調査業務」に日々携わることで、最新の訪日外国人等の民泊利用動向等を熟知していることから、本市実態に即した実効性のある調査を行うことが可能であり、また、同社は中国の北京や上海に支店を構え、現地のネットワークに基づく同国のトレンドを捉えた手厚い調査支援も期待できるところである。

加えて、中華系民泊仲介サイトやSNS上における掲載情報の収集及び分析作業については、「違法な「民泊」施設の施設所在地や営業者等の特定調査」をはじめとする既存の委託事業の延長線上の意味合いが極めて強く、こちらの調査業務についても、本市監視指導業務とのスムーズな連携の観点から、現在「民泊通報・相談窓口運営等業務」を委託する株式会社JTBと変更契約を取り交わし、追加業務として処理することが、最も効率的かつ効果的と判断した。

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号
- 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

11 その他